

# OMS 北米ホーリネス教団

## 標準財務ガイドライン 2008年2月

以下は当教団で実施されている標準的財務規定ならびに手続きの集成であり、教団憲法にその大要が示され、教団総会で決議されたもの、また財務委員会並びに常務委員会によって承認され、定義されたものである。

**(注意 本年度の変更された箇所は太字にて表記されている。尚 日本語文は英語による教団標準財務ガイドラインの翻訳であり、英文をもってガイドラインとする)**

この件に関する全ての質問は財務委員会、または教団会計までお寄せ下さい。

## 教団の標準収入源

### A. ローカル(地域)教会への賦課金 (憲法第六条、修正 1981、1983、1985、1994、1997)

ローカル教会は、約束献金、集会献金、特別献金、日曜学校献金、祝祭日献金、及び以下に記すものを除いたすべての献金に対して割当額を教団に納入しなければならない。割当額は 13.5%とする

1977年の教団総会において採用された募金についてのガイドラインは効力がある。

最近、教団諸教会で募金について疑問があり質疑されました。教団憲法及び細則には教会の運営について「教会及び教団の運営は教会による献金及び募金によるものとする」とあります。近年いくつもの教会が各種の募金活動をしておられます。即ち洗車、ランチ、古新聞回収などです。常務委員会では総意としてこれらが教会での特別な活動に關与するもの、即ちマウントハーモン修養会、冬季修養会等である限り教団憲法の主旨に反するものではないと考えられました。憲法の主旨は原則的に各教会の宣教活動の運営推進の方法を記したものであります。ですから常務委員会では各個教会の最善を考慮してこの種の事項についてあまり詳細な取り決めをする必要はないと考えられました。然し一方各教会がとり行なおうとしている募金活動の様式についてはよりよい裁量、常識、判断を用いるようすすめます。各教会執事会の判断をこの点について求めるようにすべきであります。」(常務委員会 2004年1月)

賦課金の対象から除外される収入は以下のものである。

1. 建築資金 - 牧師館資金、新しい不動産の購入、教会不動産の改築、及び主用維持費もしくは主な教会備品の費用が含まれる。(常務委員会 2001)
2. 自動車基金 - この中には自動車の購入費、主要修理費並びに保険費が含まれる。
3. 宣教基金 - 海外、国内宣教のサポートが含まれる。
4. ラブ・オファリング - 来訪中の説教者に直接贈られる献金、牧師やその家族の医療費支払いなどの、特別な必要のために直接贈られる献金が含まれる。(さらに J.5を参照)
5. 教団献金 - 霊肉の誕生日献金、教団総会献金、教団創立者記念日献金、教団拡張日献金 - 教会開拓基金(イタス基金)、教会開拓基金、その他教団への指定献金を含む。
6. フェロシップグループのための献金 - 婦人会、男子会、青年会、友愛会、壮年会当の運営会費、献金。
7. 利子 配当金 - 預金金利または投資からの配当金。
8. 危機救済基金 - 突発的な疾病、失業、その他によって、経済的困難に直面している人々を助けるためのもの。
9. 教団よりの支援金、ローン、贈与金収入のすべて。(常務委員会 2004年1月)

これら以外の献金は全て定められた割合額を教団に納めなければならない。

### B. 誕生日献金 (憲法第6条 B.)

ローカル教会の会員は、霊肉の誕生日を記念して誕生日献金を捧げる様に奨励される。この献金は牧師たちの医療/グループ生命保険の支払いに用いられる。また、このために献金袋が用意されている。

### C. 教団総会献金

ローカル教会は、代議員の旅費、滞在費などの総会費用をまかなうため、総会開催時に総会献金を持参するよう求められている。

D. 教団拡張献金 (教団総会 1960)

十月第一聖日は、共に働きを分かち合う時として、教団の特別な日と定められている。この日の特別献金は、教団の新しい働きを始めるための基金として、教団拡張基金に繰り入れられる。このための特別献金袋が用意されている。

E. 教団創立者記念日献金 (教団総会 1973、1985)

四月最後の聖日は教団創立者の日と定められている。この日の特別献金はペンション基金の拡充と常務委員会の指示のもとで、引退牧師、及び牧師未亡人への援助に用いられる。

F. 教団開拓拡張基金 (タイタス基金) 献金 (教団総会 1982、1983、1986)

この基金はローカル教会の建築プログラムへの資金貸し付け、並びに教団による土地又は教会建物の購入のために設立された。(以下の D. 参照)

G. 教会開拓基金 (常務委員会 1993)

この基金はミッション教会の要請に基づく、ミッション教会のための指定口座である。ミッション教会はこの口座を自分のミニストリーのための資金獲得や支払いに利用する事が出来る。(「ミッション教会に関するガイドライン」1994年7月 教会開拓委員会)

## 標準支出

財務ガイドラインに規定された支出でありかつ予算に計上され標準支出は、教団会計がなお一層の承認なしに支払う事が認められている。\$ 500を超える非標準支出は財務委員会の承認を受けなければならない。(常務委員会 2001)

A. ローカル教会援助 (財務委員会 1990)

1. 教団は規定通りの牧師給支払いが出来ない教会を一時的に援助する。この援助プログラムは現在の働きの拡張や新しい働きを始めるためのものではない。
2. 援助申請の手続きは「ローカル教会援助のガイドライン」に示されている。申請は「ローカル教会援助申請書」に記入し、財務委員会宛てに提出されなければならない。この申請書は新しい申請のためにも、継続のためにも毎年提出されなければならない。ローカル教会援助申請書は教団ウェブサイトから入手することが出来る。  
[www.omsholiness.org](http://www.omsholiness.org) (常務委員会 2005年2月)
3. ローカル教会は援助申請を3月1日までに提出しなければならない。新しく承認された援助は通常8月1日から毎月支給される。申請の手続きが遅れた場合は毎月の援助は遅れて支給される。緊急の場合は早期支給も考慮される。(常務委員会 1998)
4. ローカル教会援助は最初の援助額の10%ずつ毎年削減される。(教団総会 1979) 教会は可能な場合は何時でも自主的に10%以上の援助額削減をするよう勧められている。財務委員会はローカル教会が援助の非削減又は増加を要望する場合、もしくは過去15年以内にすでに10年間の援助を受けている場合はローカル教会と協議しなければならない。(常務委員会 1998)
5. 建築計画あるいは土地購入を考えているため、教団からの援助を必要としている教会はまず始めに財務委員会と話し合う必要がある。(常務委員会 1998)
6. 教会が新しく牧師を受け入れる場合、財務委員会はローカル教会より契約書を受け取る事が出来る。(牧師任命委員会を通して) それによってローカル教会は教団よりの補助金を求めない事を同意する。(常務委員会 1998)

- 7.各援助申請は財務委員会によって検討され承認される。財務委員会は要望の援助額が妥当とみなされない場合、又は教団の財務事情が十分な援助を許さない場合、教会と話し合わなければならない。

## B. 献堂式献金 (教団総会 1960)

- 1.教団はローカル教会の最初の献堂式に際し、教団拡張献金から\$ 10,000 を贈与する。この条項は 1974 年 7 月以降、いかなるタイプの献堂をも含むよう修正された。(常務委員会 1982)
- 2.その後の建築、増築には\$ 250 が贈られる。(教団総会 1996)

## C. 奨学金ガイドライン

### 1. 神学生のため

- a.教団の奨学金は毎年提供され、一人につき月額 \$ 200 ドルとする(常務委員会 2005年2月)
- b.申請書は申請者の所属教会牧師に提出されなければならない。牧師は推薦状を添え、その申請書を地域の教職者会に提出しなければならない。申請書には申請者の名前、住所、電話番号、教会名、学校名、プログラム、就学開始年月日、卒業予定年月日を含まなければならない。(常務委員会 2005年2月)
- c.資格:申請者は
  - 1) 最低二年間、教団所属教会のメンバーであること。
  - 2) 教団認定の神学校の学生であること。
  - 3) フルタイムの神学生として一学期に最低 9 単位の授業を受けていること。
- d.地域教職者会は、選考の過程を経て教育出版委員会および財務委員会に承認を受けるためその旨を通知しなければならない。奨学金は常務委員会の承認を得ることによってその月から支給される。それによって教団年度予算に支出額を組み入れることができる。(常務委員会 2005年2月)
- e.奨学金受領者の受領資格は、毎年地域教職者会の選考委員会によって検討される。
- f.奨学金は四年後、または神学校卒業かの、いずれかが先に来た時点で終了する。

### 2. 教育奨励奨学金 (常務委員会 2005年2月)

“教育奨励”は、正規の教育、学位や免状を目標に訓練を受け、主の働きの為に献身する志のある有資格者に時間の投資と財政的援助を与えるものである。それは、OMS 北加ホーリネス教団の、諸教会と協力し、全ての主に献身した者が、未信者に伝道するために働き、信徒養育に助力するための教育及び、又は訓練を志している私達の教団に所属する者に養育と奨励を与えようと願うものである。この“教育奨励”制度は助言と財政的な援助により、個人を支える為のものである。

- a. 教団の奨学金は毎年・・・各個人は月 \$ 100 を受ける事が出来る。
- b. 申請者は教育奨励奨学金の申請書を提出しなければならない。その際に学びもしくは訓練で追求しようとしている内容を記述しなければならない。さらに霊的な指導者の推薦状を添えなければならない。申請書には申請者の名前、住所、電話番号、教会名、プログラム、開始年月日、終了予定年月日を含まなければならない。
  - 1) 申請者は申請書をまず地域教会に提出して承認を受けなければならない。
  - 2) 申請者は次に教育出版委員会、財務委員会、常務委員会の全てに提出してその承認を受けなければならない。
  - 3) 申請者及び地域教会は常務委員会の決定を書面において通知を受ける。奨学金は常務委員会に承認された月から支給が開始される。

4) 奨学金は履修の終了、四年後、または卒業かのいずれかが先に来た時点で終了する。

c . 資格 : 教団及び、教団の教会に二年以上所属した者、**教団もしくはローカル教会に仕える者**であって主に対して献身者としての生涯を志す者。資格の認証とその決意は個人的に応募者を良く知っている教職者、又は成熟した信者によって証明されなければならない。 (常務委員会 2008年2月)

d . 奨学金の受領者の状態は、その学生を送り出している母教会によって毎年検討される。

#### D . 贈呈品 (慶弔費・お花代)

1. 牧師 (退職された牧師を含む)あるいは牧師夫人の死亡により教団よりお花代が贈呈される。金額として教団に務めた期間が5年以内の牧師の場合\$500が、婦人には\$250が、5年以上務めた牧師には\$1,000が、婦人には\$500が贈呈される。(常務委員会 1998)

2. ローカル教会がアニバーサリーを迎えた時は規定の金額が教団よりギフトとして贈呈される。(常務委員会 2004)

<u>10 Years</u>	<u>\$100</u>
<u>25 Years</u>	<u>\$250</u>
<u>50 Years</u>	<u>\$500</u>
<u>75 Years</u>	<u>\$750</u>
<u>100 Years</u>	<u>\$1,000</u>

#### .牧師給与とその財源 (教団総会 1982、1985、1991、1999)

##### A . ストレートサラリー・スケジュール

北米ホーリネス教団 (教団)によって任命された全ての牧師達はストレートサラリーとなる。これは牧師は報酬として定められた額を一括して支払われる事を意味する。(自動車維持費は除外される) 支払方法は毎月一回、あるいは2週間ごとを教会によって選択される。給与スケジュールは付録Aに示されている。給与スケジュールが付録Aに移されたことによって各年ごとの新標準財務ガイドラインの更新なしに簡素に行う事が出来る。(常務委員会 2005年2月)

##### B . ストレートサラリーに関するその他の見解

1. 給与スケジュールは牧師に支払われる最低限度を表すものである。ローカル教会は牧師に対する給与を奉仕年数によってのみ決めるのではなく、働きに対する代償として支払う事が奨励される。ストレートサラリー制が始まる最初の年である2000年に同じ教会に留まる牧師は 1)1999年度より多いか 2)スケジュールに記される最低額を受け取る。

2. 自動車維持費は払い戻し可能である。

a. 車が教会の所有である場合、牧師が教会業務のために出費する費用は払い戻される。

b. 車が牧師の所有である場合、牧師は教会業務のために使用した走行距離を記録しておかなければならない。そしてIRS標準マイレージレートに基づいて払い戻される。(付録B参照のこと。)ローカル教会は財務委員会によって各年ごとのIRS標準マイレージレートの通知を受ける。牧師は全ての出費、たとえば自動車保険料、修理及び維持管理費に責任を負う(常務委員会 2005年2月)

c. 車が教会の所有であり経済的に修理不可能な場合、教会は別のものと取り換えなければならない。牧師は自分の車を購入することが出来る。もし牧師が車を購入する場合教会はその手助けをしなければならない。教会もしくは牧師は必要ならば教団からオートローンを\$15,000まで借りる事が出来る。 .C 自動車ローンを参照

(常務委員会 2004年 1月)

### 3. 手当と払い戻し可能な支出

- a. 最低ストレートサラリースケジュールは特定の出費に対しての手当て(アローアンス)方式によるものとされる。たとえば書籍代、接待費、教育費などである。手当て方式は年度の初めに教会によって明確な目的のために計上された金額である。(たとえば書籍代、雑誌代に年間 \$ 600 という様に)。払い戻し方式とは牧師が支払った金額と同じ額を教会によって払い戻されることである。手当て方式を取る場合、手当て額は牧師の課税対象となるが、払い戻し方式の場合、返済額は課税対象とはならない。
- b. 教会と牧師はどちらの方式を用いるか交渉できる。
- c. 上記にある最低ストレートサラリースケジュールは手当て方式を取っているのだから、払い戻し方式のストレートサラリー額を決める場合、二重支出にならないよう注意しなければならない。

4. 最低ストレートサラリー制は特定地域の消費者物価指数(U CPI)の上昇に伴い毎年訂正される。この調整額はどの給与水準に対しても等しい額であり、奉職年数 20 年目を基準に算定されたものである。これらの調整額は財務委員会によって決められ、常務委員会によって承認される。

5. ハワイの生活費高騰を考慮して、教団はハワイの教会に任命された牧師に生活費地域調整手当(COLD)を支給する。(教団総会 1987) この手当て額は牧師の奉職した年数に基づき最低ストレート給与制のどの給与段階に対しても 8% とする。(教団総会 1999)

6. 教団加入以前の職歴を持つ正教師は、基本給スケールの位置付けにおいて、教団加入初年度に、承認された以前の奉職年数の 50% の年数がクレジットとして加算される。このクレジットは最大限を 6 ヶ年とし、正教師会によって判定され、常務委員会によって承認される。

(教団総会 1991) この規定は給与規定だけに適用される

7. 牧師の給与は毎年訂正される。これらは次の事項に基づく。

- a. 年間生活費調整(COLA)は教団によって決定される
- b. ストレートサラリースケジュールの 1 年追加の金額は下記に記されている。
- c. 給与の変更(増額・減額)は役員会 / 理事会によって承認される
- d. 計算例 牧師 X は 2000 年度に奉職年数 16 年の給与として \$ 50,000 のストレートサラリーを受けた。教団によって決定された年間生活費調整(COLA)が \$ 830 の場合、この牧師の 2001 年度の給与は、役員会 / 理事会による給与の変更(増額・減額)が無い場合次のようになる。

\$ 50,000	2000 年度の給与
+ 830	2001 年度的生活費調整額
+ 143	16 年目から 17 年目への増加額
\$ 50,973	2001 年度のストレートサラリー 給与額

### C. 住居費 (教団総会 1999)

1. 牧師に支払われるストレートサラリー 給与には住居費も含む。住居費は下記の事項によって決定される。

- a. 教会が牧師館を所有する場合、その牧師館は主任牧師が使用するものと考えられる。ストレートサラリーには住居費として牧師館の規準的賃貸価格(フェアレントルバリュー)が含まれる。
- b. 教会が牧師館を所有しない場合、ストレートサラリーに含まれる住居費は教会が牧師のために購入した場合の牧師館の規準的賃貸料である。このことは住宅 / アパートの場所や広さによって決定される事を意味する。言い換えれば現行の家の賃貸料相場と同等の適切な金額である。
- c. 規準的賃貸料には光熱費(ガス、電気、電話)の予測額も含めなければならない。

d.規準的賃賃料には基本的な家具調度品の金額も含めなければならない。基本的な家具調度品とはレンジ、オーブン、冷蔵庫、食器洗い器、洗濯器、乾燥器、リビングルームセット、ダイニングルームセット、カーテン/ブラインドを含む。その他にも教会が必要とみなすならば含める事が出来る。家具調度品の金額を決定するためには、これらのものは10年間有効である事を考慮して、新しい品物の見積り額の合計を10で割ったものとする。

e.住宅費は教会が支払い可能な範囲でなければならない。

2.牧師は自身で住居を得る責任がある。教会は牧師館を提供する責任はない。牧師は教会の提供する牧師館に住む義務はない。

3.所得税申告のために、牧師はストレートサラリーの額をいくら住居費手当てとして控除するかを教会の役員会/理事会に知らせなければならない。住居費手当ては所得税としては非課税であるがソーシャルセキュリティ税には含まなければならない。教会の役員会もしくは理事会は次年度のために12月の議事録にこの金額を明記しなければならない。(常務委員会2005年2月)

a.教会から牧師に渡されるW-2フォームには、課税対象の所得として牧師によって明記された住居費の概算を差し引いたストレートサラリーの合計金額が記入される

b.牧師は1040納税申告書に、実際に支払った(概算ではない)金額の住居費を含めないで申告しなければならない。牧師はこの金額を立証するための書類を保持していなければならない。

#### D.生命、健康、傷害保険 (教団総会 1990)

1.教団のフルタイムの働き人とその家族は、カイザー・パーマネンテ健康維持協会(HMO)の健康医療保険に加入している。この保険は医療サービスをカイザーの医療施設で受ける事になっており、大体的場合は無料であるが、有料の場合は一回の診察につき\$20、精神科は\$20である。処方箋薬は一回の処方100日分まで\$10が請求される。(常務委員会 2004年1月)カイザー医療施設以外での保険使用には厳しい制限がある。

カイザー・パーマネンテ健康医療保険が使えない州に住む教団の任命した牧師は、カイザーの保険と同等の健康医療保険を選び承認を受けるためそれを福祉委員会に提出しなければならない。(常務委員会 2001)

この保険の費用は教団(40%)と教会(40%)と牧師(20%)によって負担される。通常、年の初めに起こる月々の保険料の変更の際は、教会にその旨が通知される。(常務委員会 2004年1月)

各年の新しい保険料が提示された後、カリフォルニアのカイザーおよびツーソン CIGNAの保険料は1月1日まで、ハワイのカイザーは4月1日まで遡る。保険料は付録Cに記されている。(常務委員会 2005年2月)

フルタイムの地域教会スタッフ(ローカルハイヤー)及びその家族は、教会の承認のもとに教団の健康保険に加入する事が出来る。その場合の保険料の全額は本人と教会、又は教会によって負担される。

2.グループ生命保険、傷害保険はフォーティスベネフィット保険会社に加入し、保険料は教団によって支払われている。給付内容は付録Dに記されている。(常務委員会 2004年1月)(常務委員会 2005年2月)

#### E.ペンション基金 (教団総会 1962、改定 1984)

1. \$1000を限度とする牧師基本給の10%(最大限\$100)が毎月の分担金として教会に割り当てられる。教団は5%(最大限\$50)を全体の15%(最大限\$150)に対し負担する。(1996) 各有資格引退牧師は毎月教団での奉職年

数 1 年に対して \$ 20 を受け取る。(常務委員会 2001)

2. ペンション基金の一部を不動産に投資することは教団総会において承認されている。(1966) ペンション委員会は、教団総会 (1968) によって、常務委員会と財務委員会の承認するプロジェクトやプログラムに投資する権限を与えられている。
3. ペンション基金は一般会計のいかなる会計からも独立した基金であり、ペンション理事会とアドバイザーであるペンション委員会の管理下に置かれている。(教団総会 1977)
4. ペンション給付の選択権 (教団総会 1979)
  - a. 通常年金 - 加入者が引退後 100% の年金を受け取る。加入者の死亡後は未亡人への支払いはなされない。
  - b. 共有年金 - 加入者が引退後減額された通常年金 (90%) を受け取り、加入者の死亡後は未亡人が生きている限り共有年金の 2/3 (減額された通常年金の 2/3) を受け取る。
5. 加入者が 65 歳の通常引退年齢に達し、ペンション給付の選択権を行使する前に死亡した場合、未亡人は彼のペンション給付額の 2/3 に等しい通常年金を受け取る資格を得る。(教団総会 1983、1991)

#### F. 税務申告上のステータス

1. 地域教会の正教師は所得税の申告上は教会雇用人とみなされ、家屋手当 / 牧師館費及び関連する手当を除く全課税対象収入を含む "W - 2" フォームを発行される。
2. 地域教会の正教師はソーシャルセキュリティ 税上からは自営業とみなされ、家屋手当 / 牧師館費及び関連する手当を含む全課税収入を スケジュール SE (1040) に申告しなければならない。

#### G. 社会保障税 (ソーシャル・セキュリティ 税)

1. 牧師は社会保障税の全額を支払う義務がある。(教団総会 1999)
2. 教団から支払われる常務書記の給与分の社会保障税については常務書記は教団の職員となるため常務書記及び教団によってそれぞれ 1/2 ずつ支払われる。

#### H. 教職研修

##### 1. 継続教育プログラム

教団の教職及びその配偶者の継続教育を目指す費用分担プログラムのために、毎年教団予算に **\$6,000** が計上されている。(教団総会 1979) 教団の教職者は毎年、最低 1 つのセミナーに出席する事を求められている。(教団総会 1984) (**常務委員会 2008 年 2 月**)

- a. 聴講費払い戻しの申請はローカル教会執事会の承認のもとに、参加 30 日以前に教団教育出版委員会に提出されなければならない。
- b. **教団から聴講費の半額が払い戻される。** (**常務委員会 2008 年 2 月**)
- c. **どの牧師も一年間に \$500 以上を受ける事は出来ない。** (**常務委員会 2008 年 2 月**)

##### 2. 研究休暇 (スタディーリープ)

教団の全フルタイム牧師には、年度休暇 ( . K . 1 参照 ) に加え、毎年 2 週間の研究休暇が与えられる。(教団総会 1990 常務委員会 2001)

3. サバティカル休暇: 北米ホーリネス教団 教育出版委員会 サバティカル休暇 ガイドライン (1991 年 12 月のガイドラインと交換 ・ 教団総会 2006 年 7 月)



- a. 定義 :サバティカル休暇とは牧師がその奉仕の中であるまとまった期間を通常の聖務から解放され休暇を強制的に取る事によって健康を回復させる事と定義される。
- b. 目的 : サバティカル休暇は教団のフルタイム正教師及び牧師がその配偶者、家族、友人と十分な時間をとって交わりが持てるように回復することを願い、通常の聖務から解放し、身体的、精神的燃え尽き症候群や長期のストレスに陥らないため。牧師が願うならば教育やセミナーを取る事が出来る。この休暇は牧師がより効果的な働きに備えさせるためのものである。
- c. 教会の責任 :このサバティカル休暇は強制である。教会は教団のフルタイム正教師及び牧師が霊的、身体的、精神的健康を保つためにサバティカル休暇を取ることを保証する責任がある。
- d. 資格 教団のフルタイム正教師及び牧師は北米ホーリネス教団で5年間奉職の後にこの休暇の受給資格を得、その後5年目の終わりごとに得る事が出来る。
- e. 期間 休暇期限を2ヶ月とする有給休暇である。
- f. 通知の手続き :
  - 1) 教団常務委員会はローカル教会の執事会にフルタイム正教師及び牧師がサバティカル休暇の資格を有する時が来れば通知しなければならない。
  - 2) 正教師及び牧師は教会が説教者の手配が十分出来る時間を取れるように少なくとも3ヶ月前にはローカル教会にその旨を通知しなければならない。
  - 3) 正教師及び牧師は教育出版委員会を通して常務委員会に通知しなければならない。これは常務委員会が説教者のための財政的の必要に備えるためである。
  - 4) 常務委員会はサバティカル休暇を取っていない有資格の正教師、牧師及びローカル教会に対してサバティカル休暇を取るよう定期的に念を押さなければならない。
- g. 代理説教者 :
  - 1) 教育出版委員会は全てのサバティカル休暇の通知を常務委員会に知らせなければならない。
  - 2) ローカル教会はサバティカル休暇をとる牧師の代わり代理説教者を手配しなければならない。
  - 3) ローカル教会はサバティカル休暇期間中に必要な財政的の必要を負担する責任を持つ。もしこの事が教会の負担になる場合、教団財務委員会に対して代理説教者のための謝礼の払い戻しを支出明細を添えて申込む事が出来る。

注意 :サバティカル休暇を取った牧師は休暇終了後、常務委員会に対してもローカル教会に対しても報告書を提出する義務は無い。このガイドラインは教団採用の牧師に対して適用されるものでありローカルハイヤー、学生牧師、ユース牧師には適用されない。

## I. 教団職員の転任手続き

- 1. 教団は転任する牧師の移転費用を支払う。転任する牧師は移転に先立って適切な指示を得るために財務委員会に移転費の見積り内訳を提出しなければならない。ピアノやオルガンは牧師の個人財産に含まれる。ハワイへ、又はハワイからの転任の場合、牧師個人の自動車の運搬費の50%が支払われる。
- 2. 受け入れ教会、送り出し教会は牧師の引越しを手助けする。アメリカ大陸内の移動にはレンタルトラックを用い、それぞれの教会は荷造り、積み降ろしを手伝わなければならない。またもし可能ならば教会は運転の手助けをする事が求められている。
- 3. もし引越し業者に頼む場合、教会は運送業者の選択や交渉を手助けしなければならない。教団より引越し費用の払い戻しを受ける場合、引越しに先立って財務委員会による引越し費用の承認を受けなければならない。新しく教団に

加わる牧師の場合、引越しに先立って財務委員会の指示を得なければならない。教団から支払われる費用は家財道具の移動及び交通費である。

4. 教団は牧師が引退する時に引越費用として最高 \$ 1,000 まで支払う (常務委員会 2000)
5. 教団は日本から来る牧師のために必要な R ビザの費用及び就任後 3年以内に永住権の申請に掛かる費用を負担する。(常務委員会 2004年 1月)
6. 教団は日本から来る牧師が引越のために要した費用として最高 \$ 8,000 まで支払う。引越しに先立って牧師は任命委員会と移動させる物のために協議を持ちかつ財務委員会に通知して承認を得なければならない。(常務委員会 2004年 1月)

## J. 引退牧師のための住宅恩典基金 (ハウジング ベネフィット) (常務委員会 2001 年 2 月)

### J1. 引退牧師のための住宅恩典基金 (ハウジング ベネフィット) (凍結)

本来意図されたことは有資格者の引退牧師にまとまった一時金を贈与することであり、家屋のみに限定されるものではない。(教団総会 1998)

このプランは 2000年 8月 31日をもって凍結された。加入者は一回限りの機会として、引退までこのプランを継続し、引退基金を受け取る (加入者 65 歳かそれ以上) もしくは現時点での価値に相当する贈与の払い戻しを奉職する教会に受け取る事によって中断するかを選ぶことが出来る。(教団総会 2000)

1. 基金と運営管理: 教団ペンション委員会はこの基金の運営管理、投資にあたり、基金管理者としての責務と権限を規定し、基金を増やしていくための方策を考慮する責任を持つ。(教団総会 1988、1991)
2. 参与資格と投資: 2000年 8月 31日時点でプランの継続を選んだ参与資格を持つ加入者のみがこの基金に加入する資格がある。
3. プラン基金の投資の割合は実際の奉職年数を 0.15 で割った数、または 100%の何れか小さい方となる。
  - a. 贈与はプラン加入者が 65 歳になった時に支払われる。65 歳以前に停職、または何らかの理由で教団を退職した加入者は贈与を受けることが出来ない。(教団総会 1991)
  - b. 過去の奉職年数によって贈与金が査定される。
  - c. 贈与は身体障害及び死亡の際支払われる。(教団総会 1991)
  - d. 借入れは特別の限定された目的のためには認められる。教団総会 1991

### 4. 贈与の見積もり

- a. 普通贈与: 65 歳に達したプランの加入者には最高 \$ 30,000。2000年 9月 1日より教団ペンション委員会によって発表されてきた年複利率によるものと上記 a. の文で計算される割合で掛けたもの。
- b. 死亡または身体障害贈与: 身体障害または 65 歳未満で死亡したのものには贈与が支払われる。贈与は上記文 3a. 最高額より加入者が 65 歳に至ったとした日に満期完了する U.S. 国債の時価利益をディスカウントしたものである。

5. プラン基金: 教団はそれぞれの加入者のために月 \$ 100を分担する。(教団総会 1999)

納入額に関する変更はプラン管理者と教団総会において大多数の承認によって提議される。

## J2. セルフディレクテッド退職プラン

2000年 9月 1日よりセクション J 1. のプランより普通退職恩典を受け取った者を除くセクション J1 に記述されている引退牧師のための住宅恩典基金に非加入の全ての教団教職者は IRS 認可、個人名義で開設される退職金口座に加入し雇用主が義務づけられている分担金を受け取る資格がある。(教団総会 2000)

1. セルフディレクテッド退職金口座: IRS による規則の下にあって資格のある管理人としての財政機関、又は保管人に

よって確立されたいずれのセルフディレクテッド個人退職金口座はこのプランの条件に合う雇い人と雇用主による分担金を受けることがある

2. 委任プラン基金： 参与資格を持つ各プラン加入者のために雇用主は月 \$ 100.00を上記の口座に納入する。ローカル教会はこのプランのもとで要求されている委任納入料金によって教団課税を引き下げることができる。納入金の変更は教団ペンション委員会と教団の多数決によって提議される。必要条件では無いが、加入者は同じ口座に選択サラリー繰上延をすることが奨励されている。
3. 投資： このセクションのプラン口座への全ての納入金は即、加入者に 100%投資される。

## K. その他

1. ローカル教会はその牧師に休暇を与えなければならない。  
奉仕年数 1 2年 = 1週間 3 4年 = 2週間 5年以上 = 3週間
2. 伝統的に教団の牧師が始めて海外旅行をする場合、教団より \$ 200 の餞別が贈られる。(1957)
3. ソーシャルセキュリティ・メディケアプラン B (任意)は、有資格牧師とその配偶者に教団から支払われる。(福祉委員会 1968、1991) 有資格引退牧師とその配偶者に教団から支払われる。(常務委員会 2001年2月)
4. 教団牧師リトリートに参加する牧師を持つローカル教会は牧師一人につき \$ 100 を支払う義務がある。(常務委員会 1998) 引退牧師は教団のゲストとして招かれているので \$ 100 を支払う義務はない。(常務委員会 2002年1月) 教団は交通費として飛行機代もしくは北加 - 南加間の車による往復の移動に付き \$ 125を払い戻す。もし可能ならばカープールで参加する事が望ましい。牧師は飛行機代の払い戻しを受ける場合、オリジナルの領収書を提出しなければならない。(常務委員会 2005年2月) 上記の規定は現役牧師に適用され、その配偶者は含まれない。カリフォルニア州、アリゾナ州、ハワイ州以外の州に住むか、米国本土以外に住む引退牧師がリトリートに参加する場合の交通費援助は最大で一人につき \$ 500 もしくはハワイ州からの牧師が支払った代金と同額のいずれか大きい方の金額である。(常務委員会 2006年5月)
5. ローカル教会雇用牧師及び教会奉職者は教団の費用によって教団牧師退修会に招待されているが、各教会は参加者一人につき \$ 100 を支払わなければならない。(常務委員会 2001)
6. ローカル教会雇用牧師及び教会奉職者が教団総会に出席した場合、代議員でない限り参加費用は払い戻されない。(常務委員会 2001)
7. 教団主催による記念会 教団主催による教団牧師の記念会は教団が経費を負担する。可能な限りローカル教会はリフレッシュメントの用意を求められている。(常務委員会 2002年1月)
8. JEMS 主催のマウントハーモン修養会に引退牧師及び配偶者が参加する場合、教団はその登録費の払い戻しをすでに受けている引退牧師に対しては引き続き援助するが、これから引退を迎える牧師及び配偶者、いままで参加した事のない引退牧師及び配偶者が新たに参加しても今後は援助を受けられない。(常務委員会 2006年5月)

## ローンに関する規定

### A. 長期ローン (ペンション基金)

ペンション基金によるローンは中止された。(詳細はペンション委員会に問い合わせる。)

### B. 短期ローン (通常会計)

短期ローンは通常会計に財務委員会を通して申し込むことが出来る。ローンの最大融資額は \$ 3,000 までで期限は利子付きの1年間である。

### C. 自動車ローン

自動車ローンの最大融資額は\$15,000である。(常務委員会 2002)教会および牧師にローン期限と利子は財務委員会が決定する。正式な文章による申し込みを財務委員会の承認を受けるために提出しなければならない。財務委員会は期限と条件の書かれた契約書を教会もしくは牧師が署名するために用意する。(常務委員会 2003年2月)

自動車ローンの申し込みは財務委員会に、車のメーカー名、タイプ、年代、融資金額、ローン期間(何年払い)を明記し、車の購入契約書を添えて提出する事。(常務委員会 2004年10月)

D. 教団拡張基金 - 以前は教会開拓拡張基金 - タイタス基金と呼ばれていた。

タイタス基金は未償還ローンの支払いが終わるまで継続され、その時点でタイタス基金は終了し教団拡張基金に統合される。(教団総会 2001)(全ての未償還ローンの支払いが完了したので2001年度の教団総会提案3によりタイタス基金は終了し教団拡張基金に統合された。)(常務委員会 2004年10月)

この基金はローカル教会の会堂建築プログラムに融資するためのものであり、教団が土地、教会建物を購入するためのものである。

1. 牧師を支えとともに、ローカル教会が会堂建築の重荷に押し潰されないように自立を助けるためのもの。
2. 教会が十分に自立できた時、教会はローンの返済、または教団が出資した土地、教会建物の両者をその購入時の値段で買い取ることを求められる。
3. 返済された基金は、新しい教会開拓及び拡大プロジェクトのために再投資される。

. その他

A. 教団会計

1. 任命: 教団総会で任命される。任期は2ヶ年で更新可能。
2. 職務
  - a. 教団のすべての金銭の受領、支払い、及び正確な記録の保持。
  - b. 教団財政状態を示す毎月の会計報告、並びに詳細な四半期会計報告を作成する。
  - c. 政府関係提出の年間報告書を作成する。
  - d. ローカル教会の会計のために、毎年ワークショップを指導する。
3. 給与: 財務委員会によって決められ、常務委員会で承認される。現在の給与は毎月\$500が一般会計から支払われる。(常務委員会 2003)
4. 教団は会計が教団の委員会に出席するための交通費を支払う。会計が自分の車を使用する場合 IRS標準マイルレージレートに規定されている額を支払う。(付録B参照の事) ただし財務委員会の承認なしには、一回につき\$125を越えることは出来ない。(教団総会 1991)(常務委員会 2002年1月)(常務委員会 2005年2月)

B. 常務書記

1. 常務書記の給与は財務委員会によって決められ、常務委員会で承認される。現在の給与は各常務書記につき月\$250である。(常務委員会 2003年)
2. 教団は常務書記が教団委員会出席、または教団用務出張のため自分の車を使用する場合 IRS標準マイルレージレートに規定されている額を支払う(付録B参照の事)ただし財務委員会の承認なしには、一回につき\$125を越えることは出来ない。(教団総会 1991)(常務委員会 2003年1月)(常務委員会 2005年2月)

C. 緒手続き (ローカル教会)

1. ローカル教会は毎月20日までに、その月の会計明細報告書を賦課金と共に教団会計に送らなければならない。毎月最低限教団に支払う事を要求されるものとしては：13.5%の賦課金、牧師一人当たり\$100の403Bクレジット及びペンション、牧師の健康保険料負担金、教会の健康保険料負担金、リリアン篠田宣教師支援金及び教団の定める指定献金すなわち誕生日献金、教団総会献金、教会創立者献金、世界聖餐日/教団拡張献金である。その他の献金も会計明細報告書に但し書きをした上で送らなければならない。会計明細書のフォームは教団会計より入手できる。(常務委員会2004年10月)
2. 教会は財務に関する問題が生じた場合、または質問のある時は、いつでも財務委員会と連絡を取るよう勧められている。

#### D. 教団総会経費、代議員及び委員会メンバーの旅費

1. 教団は教団総会出席のために使用した教会の車のガソリン代を支払う。ただし、総会場から50マイル以上離れている場合に限られる。
2. 教団は教団総会に出席する代議員と、引退牧師の交通費を支払う。個人の車を使用する場合はIRS標準マイレージレートに規定されている額を支払う(付録B参照の事)ただし財務委員会の承認なしには、\$125を越えることは出来ない。各自はカープールすることが期待されている。(常務委員会1991、1995、2002年1月、2004年1月、2005年2月)
3. 教団は自分の車で教団の委員会に出席する教団委員に対しIRS標準マイレージレートに規定されている額を支払う(付録B参照の事)ただし財務委員会の承認なしには、一回につき\$125を越えることは出来ない。(常務委員会1991、2002年1月、2004年1月、2005年2月)
4. アメリカ本土における教団総会開催に当って：教団総会は出来る限りローカル教会で開催する。ローカル教会は総会が開かれる時は家庭に宿泊を提供する様に励まされている。教団は期間中の食費、軽食費およびその他の雑費を支払う。ホテルもしくはその他の場所が使用される場合は総会の六ヶ月前に常務委員会による承認を義務づける。教団により食費、軽食費が支払われる。宿泊費は代議員が1/3、教会が1/3、教団が1/3が基本である。飛行機代は教団が支払う。南加・北加間の車使用料はコラム11.の規定による。(常務委員会2005年2月)
5. ハワイで開かれる教団総会開催に当って：教団総会は可能であればローカル教会で開催する。ホテルもしくはその他の場所が使用される場合は総会の六ヶ月前に常務委員会による承認を義務づける。教団総会に米本土より参加する牧師、代議員、常務委員の交通費、ホテル宿泊費は参加者1/3、教会1/3、教団1/3によって分担される。食費および軽食費は教団によって支払われる。ハワイからの参加者がホテルに宿泊する場合は参加者1/3、教会1/3、教団1/3によって分担される。(常務委員会2005年2月)
6. 教団引退牧師およびその配偶者が教団総会に参加する場合教団のゲストとして招かれ全ての費用は教団によって支払われる。引退牧師が総会に参加する場合、出来る限り家庭に宿泊をする様に励まされている。これにはハワイで持たれる教団総会も含まれる。(常務委員会2002年1月、2005年2月)  
上記の規定はカリフォルニア州、アリゾナ州、ハワイ州に住む引退牧師及び配偶者に適用される。ただしカリフォルニア州、アリゾナ州、ハワイ州以外の州に住むか、米本土以外に住む場合の交通費援助は最大で一人につき\$500もしくはハワイ州からの代議員が支払った代金と同額のいずれか大きい方の金額である。引退牧師が一人で総会に参加する場合は\$750かハワイ州からの代議員が支払った代金と同額のいずれか大きい方の金額である。(常務委員会2006年5月)
7. 教団は総会時に持たれる牧師夫人のためのランチオンおよびそれに伴う費用を一人につき30ドルまで負担する。教会は払い戻しを受けるためにレシートのオリジナルを提出しなければならない。(常務委員会2004年

10月)

8. 教団総会のホスト教会へは500ドルが贈られる。(常務委員会 2004年1月)
9. 教団総会の全ての食費およびキッチンサプライの予算は総会前日に持たれる牧師会での食事を含めて5000ドルである。認められている教団総会経費は代議員およびゲストに提供される食事および食器等のサプライ、牧師会の食事、総会前日に持たれる常務委員会の食事が含まれる。教会は払い戻しを受けるためにレシートのオリジナルを提出しなければならない。(常務委員会 2004年10月)
10. 教団総会の雑費予算(ノート、フォルダー、ペン、ギフトなど)は1000ドルである。予算を超えた経費はホスト教会が負担する。教会は払い戻しを受けるためにレシートのオリジナルを提出しなければならない。(常務委員会 2004年10月)
11. 本土での交通費の請求額は南加、北加間を200~900マイルまで車で移動した場合の往復経費を125ドルとする。往復900マイル以上の移動には1台につき150ドルを支払う。(常務委員会 2004年10月)
12. 飛行場までと飛行場からの交通についてはホスト教会によって用意する。車のレンタルは推薦されない。車のレンタルが必要な場合は教団が1/3の経費を返済する。(常務委員会 2004年1月)

OMS 北米ホーリネス教団  
標準財務ガイドライン

付 録 A

給与一覧表

(財務委員会 / 常務委員会 2008年2月)

給与一覧表は毎年生活費調整 (COLA) が行われ、ソーシャルセキュリティーの増額率に 0.5 パーセント加えた率に基づいて計算されている。2008 年度ソーシャルセキュリティーの増額率は 2.3% であるから教団の 2008 年度の COLA は 2.8% となる。2008 年度の調整額は 07 年度の 20 年目の牧師給 \$52,999 の 2.8% である \$1,483.98 もしくは月 \$123.67 のいずれかである。この変更は 2008 年 1 月にさかのぼって実施される。地域教会は生活費調整額を文章によって通知される。この提示されている給与は最低限度であって教会は牧師の不足分を補わなければならない。(財務委員会・常務委員会 2008 年 2 月)

2008年									
奉職年数	年収	奉職年数	年収	奉職年数	年収	奉職年数	年収	奉職年数	年収
1年	\$51,766	11年	53,196	21年	54,626	31年	56,056	41年	57,486
2年	51,909	12年	53,339	22年	54,769	32年	56,199	42年	57,629
3年	52,052	13年	53,482	23年	54,912	33年	56,342	43年	57,772
4年	52,195	14年	53,625	24年	55,055	34年	56,485	44年	57,915
5年	52,338	15年	53,768	25年	55,198	35年	56,628	45年	58,058
6年	52,481	16年	53,911	26年	55,341	36年	56,771	46年	58,201
7年	52,624	17年	54,054	27年	55,484	37年	56,914	47年	58,344
8年	52,767	18年	54,197	28年	55,627	38年	57,057	48年	58,487
9年	52,910	19年	54,340	29年	55,770	39年	57,200	49年	58,630
10年	53,053	20年	54,483	30年	55,913	40年	57,343	50年	58,773

OMS 北米ホーリネス教団  
標準財務ガイドライン

付 録 B

IRS標準払い戻しマイルージ  
(常務委員会2008年2月)

IRS標準払い戻しマイルージレート

2008年度のIRS標準マイルージレートは1マイルにつき**50 .5 セント**である。



OMS 北米ホーリネス教団  
標準財務ガイドライン

付 録 C

健康保険料

( 常務委員会 2008 年 2 月 )

1. カリフォルニアカイザー健康保険料

カリフォルニアの牧師のカイザー健康保険料は家族人数だけではなく牧師の年齢によっても算出される。掛け金は年齢の上昇に伴って増額される。牧師及び地域教会は教団財務委員会によって牧師負担額 (20%)、教会負担額 (40%)、教団負担額 (40%) が通知される。(常務委員会 2004年 1月)

以下に記されている表が 2008年度の健康保険料である。(常務委員会 2008年 2月)  
保険料は牧師 20%、教会 40%、教団 40%の割合で負担される。

年齢	本人	本人及び 配偶者	本人及 子供	全家族
30歳以下	\$185	\$517	\$508	\$719
30-39 歳	205	556	523	796
40-49 歳	264	607	501	801
50-54 歳	343	713	566	912
55-59 歳	434	911	649	1048
60-64 歳	535	1016	716	1186
65 歳以上	607	1312	913	1442

カリフォルニアの牧師の歯科健康保険は 2007 年 9 月 1 日より有効となる。アシュアランス歯科保険によってカバーされる。保険料は 牧師負担額 (20%)、教会負担額 (40%)、教団負担額 (40%) である。

	保険掛金 (100%)	牧師負担 (20%)	教会負担 (40%)	教団負担 (40%)
<b>牧師</b>	<b>\$ 37.34</b>	<b>\$ 7.46</b>	<b>\$ 14.94</b>	<b>\$ 14.94</b>
<b>配偶者</b>	<b>38.65</b>	<b>7.73</b>	<b>15.46</b>	<b>15.46</b>
<b>配偶者及び子供</b>	<b>89.18</b>	<b>17.84</b>	<b>35.67</b>	<b>35.67</b>

(教団總會 2007 年 7 月 ・ 常務委員会 2008 年 2 月)

2. ツーソン (JCCT) アリゾナ ヘルスネット 健康保険料

ツーソン教会の牧師の健康保険はアリゾナ ヘルスネット 健康保険によってカバーされる。医療健康保険料は牧師負担額 (20%)、教会負担額 (40%)、教団負担額 (40%) である。牧師及び教会には医療保険料が毎年通知される。こ

の保険料は 2007 年 4 月から 2007 年 9 月末まで有効である。(常務委員会 2007 年 10 月)

	保険掛金 (100%)	牧師負担 (20%)	教会負担 (40%)	教団負担 (40%)
牧師及び配偶者	\$ 491.00	\$ 98.20	\$ 196.40	\$ 196.40

2007 年 11 月から 2008 年 3 月末までの健康保険料

	保険掛金 (100%)	牧師負担 (20%)	教会負担 (40%)	教団負担 (40%)
牧師及び配偶者	\$ 552.00	\$ 110.40	\$ 220.80	\$ 220.80

アリゾナの牧師の歯科健康保険は 2007 年 9 月 1 日より有効となる。アシュアランス歯科保険によってカバーされる保険料は 牧師負担額 (20%)、教会負担額 (40%)、教団負担額 (40%) である。

	保険掛金 (100%)	牧師負担 (20%)	教会負担 (40%)	教団負担 (40%)
牧師及び配偶者	\$ 45.99	\$ 15.20	\$ 30.40	\$ 30.40

### 3. ハワイカイザー健康保険料

ハワイカイザー健康保険料 (常務委員会 2007 年 10 月) ハワイ カイザーの保険料は 4 月に変更される。従って新保険料は 2007 年 4 月 1 日から 2008 年 3 月末まで適用される。

	保険掛金 (100%)	牧師負担 (20%)	教会負担 (40%)	教団負担 (40%)
2 名	\$ 503.38	\$ 100.68	\$ 201.35	\$ 201.35
歯科	55.20	55.20		
合計	\$ 558.58	\$ 155.88	\$ 201.35	\$ 201.35
2 名以上	\$ 755.07	\$ 151.01	\$ 302.03	\$ 302.03
歯科	82.80	82.80		
合計	\$ 837.87	\$ 233.81	\$ 302.03	\$ 302.03

\* \* ハワイの牧師の歯科健康保険は引き続きカイザーによる。2007 年 9 月までの保険金は牧師により 100% 支払われる。2007 年 9 月からの保険料は 牧師負担額 (20%)、教会負担額 (40%)、教団負担額 (40%) となる。(教団総会 2007 年 7 月・常務委員会 2008 年 2 月)

	保険掛金 (100%)	牧師負担 (20%)	教会負担 (40%)	教団負担 (40%)
2 名	\$ 55.20	\$ 11.04	\$ 22.08	\$ 22.08
2 名以上	\$ 82.80	\$ 16.56	\$ 33.12	\$ 33.12

4. ハワイ カイザー シニア アドバンテージ 健康保険料 (常務委員会 2007 年 10 月) ハワイ カイザーの保険料は 4 月に変更される。従って新保険料は 2007 年 4 月 1 日から 2008 年 3 月まで適用される。

	保険掛金 (100%)	牧師負担 (20%)	教会負担 (40%)	教団負担 (40%)
シニア2名	\$ 418.70	\$ 83.74	\$ 167.48	\$ 167.48
歯科	55.20	55.20		
合計	\$ 473.68	\$ 138.94	\$ 167.48	\$ 167.48

OMS 北米ホーリネス教団  
標準財務ガイドライン

付 録 D

グループ生命保険、傷害保険

(常務委員会2005年2月)

グループ生命保険、傷害保険はフォーティスベネフィット保険会社 (常務委員会2004年1月) に加入し、保険料は教団によって支払われている。給付内容は：

a. グループ生命・事故保険

65歳までの死亡給付金 \$ 100,000

生命保険 / 死亡事故・死亡保険の削減	65歳で \$ 100,000 の35%削減で \$ 65,000
	70歳でさらに \$ 65,000 の35%削減で \$ 42,000
	75歳でさらに \$ 42,000 の35%削減で \$ 27,462

死亡給付金は \$ 50,000より\$ 100,000に変更された。牧師は \$ 50,000の補償範囲までの保険料の支払いに対する所得税を納める義務は無いが、それ以上の補償範囲に対してはIRSの規定によって税を納めなくてはならない。ローカル教会は牧師に発行されるW - 2フォームに教団財務委員会によって通知された費用を含めなければならない。

b. 長期疾病給付 (ディスアビリティ)

給付額 毎月の基本給の60%

最大給付額 月額 \$ 3,000

除去期間 90日

給付期限 教団を退職、死亡、定年退職、受給資格者が社会保証制度の修正案に規定された

\*\* 標準社会保証制度引退年齢の67歳を越えるまで、もしくは下記の通り

最大給付期限	長期疾病の期間が 始まった年齢	給付期限
	60歳以下	** 標準社会保証制度引退年齢まで
	60歳以上 65歳未満	** 引退年齢までもしくは 36ヶ月のいずれか長い方
	65歳以上 68歳未満	2年間
	68歳以上 70歳未満	18ヶ月
	70歳以上 72歳未満	15ヶ月
	72歳以上	12ヶ月 (常務委員会 2004年1月)

完